

寄居町監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに寄居町監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年10月26日

寄居町監査委員 花輪 敏男

寄居町監査委員 吉田 正美

記

1. 実施月日
10月12日（木） 午前9時00分～午後2時50分
10月13日（金） 午前9時00分～午後2時45分
2. 実施場所
寄居町役場第3委員会室及び現地
3. 監査対象
 - (1) 委託料
 - ①障害者計画・第7期障害福祉計画策定業務委託料
 - ②寄居駅南口駅前拠点オープニングイベント等実施業務委託料
 - ③空き家対策事業委託料
 - ④施設予約システム導入業務委託料
 - (2) 補助金等
 - ①結婚新生活支援事業補助金
 - ②出産・子育て応援給付金
 - ③新規就農者育成総合対策営農開始資金
 - ④まちなか居住促進補助金
 - ⑤男衾土地区画整理事業助成金
 - (3) 工事請負費
 - ①男衾中学校長寿命化改修工事
 - ②男衾土地区画整理区域外付替水路工事
 - ③道路改良工事（町道3823号線、町道3799号線、町道5153号線）
 - ④保健福祉総合センター空調設備工事

⑤環境事業所解体撤去工事

4. 監査目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合しているか、事務事業の執行が法令に適合しているか、また、最少の経費で最大の効果を挙げるよう組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として寄居町監査基準（令和 2 年 4 月施行）及び令和 5 年度寄居町監査計画に基づき、令和 5 年度定例監査を実施した。

なお、監査に当たっては、町民の視線から執行状況を確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保を図るとともに、住民福祉の増進に資することに意を用いた。

5. 監査結果

（1）委託料

①障害者計画・第 7 期障害福祉計画策定業務委託料

- ・計画期間について
- ・障害者計画・第 7 期障害福祉計画の内容について
- ・入札について
- ・落札業者について
- ・アンケートの対象者について
- ・アンケートの内容について
- ・アンケートの回収率について
- ・パブリックコメントの対象者について
- ・パブリックコメント実施の周知方法について
- ・前回のパブリックコメントの意見数について
- ・県への報告の内容について
- ・寄居町高齢者保健福祉計画と寄居町障害者計画等を一体化した理由について
- ・変更契約について
- ・担当職員について
- ・類似する計画について

②寄居駅南口駅前拠点オープニングイベント等実施業務委託料

- ・契約業者の選定について
- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の随意契約について
- ・業者からの請書の有無について
- ・財源の内訳について
- ・F 1 展示イベントの警備員の資格について

③空き家対策事業委託料

- ・業者との随意契約理由について
- ・事業の財源について
- ・事業の成果について
- ・相談窓口の運営方法について
- ・セミナーの内容について

④施設予約システム導入業務委託料

- ・予約方法について
- ・予約申し込み件数について
- ・国からの補助について
- ・システムの後年度負担額について
- ・業者の決定方法について
- ・システムの運用実績について
- ・施設使用料の支払い方法について
- ・業務委託の事業期間が令和6年2月末までである理由について

(2) 補助金等

①結婚新生活支援事業補助金

- ・補助金の交付要件について
- ・持ち家でも交付対象になるのか。
- ・予算計上の積算根拠について
- ・埼玉県少子化対策推進事業費補助金の交付要綱について
- ・様式による押印の違いについて
- ・周知の方法について
- ・今年度の申請状況について
- ・先行している県内の自治体もあるのか。

②出産・子育て応援給付金

- ・令和4年度の実績について
- ・給付のタイミングについて
- ・給付対象者について
- ・口座を持たない方への給付について
- ・Y o r i - c a での支給対応について
- ・伴走型相談支援について
- ・「ギフト」という名称について

③新規就農者育成総合対策営農開始資金

- ・従前の農業次世代人材投資資金との違いについて
- ・農業次世代人材サポーターについて
- ・従前の事業では5年未満で取り下げた方もいるのか。
- ・国と全国農業委員会ネットワーク機構との交付金のやり取りについて
- ・申請者の3名について
- ・町外からの就農者について
- ・町の農業就業人口について
- ・就農希望者と空き家をマッチングさせるしくみについて

④まちなか居住促進補助金

- ・財源について
- ・補助金申請の内訳について

⑤男衾土地区画整理事業助成金

- ・男衾土地区画整理事業の工事について
- ・完成後の町の管理について
- ・土地区画整理事業地内の町道について
- ・住宅地の区画について
- ・売却の見通しについて
- ・男衾土地区画整理事業の地元住民への説明について
- ・男衾駅までの距離について

(3) 工事請負費

①男衾中学校長寿命化改修工事

- ・工事の騒音による子どもへの影響について
- ・使用する木材について
- ・壁面の木材の仕上がりについて
- ・工事の進行順について
- ・特別教室の工事について

②男衾土地区画整理区域外付替水路工事

- ・区域外付替水路工事の内容について

③道路改良工事（町道3823号線、町道3799号線、町道5153号線）

- ・ゼロ債務負担行為の活用による工事について
- ・町道の組成について
- ・町道番号について
- ・町道の総延長について

④保健福祉総合センター空調設備工事

- ・保健福祉総合センターの建築年度について
- ・空調工事の開始時期について
- ・変更契約の理由について
- ・省電力型の空調設備について

⑤環境事業所解体撤去工事

- ・解体撤去工事を開始できた理由について
- ・解体撤去工事に伴うダイオキシン類やアスベスト等の問題について
- ・稼働停止後の現在のごみの処理先について

6. 講 評

今回の定例監査は、前記4の監査目的を踏まえ、書類審査8件及び書類審査のほか現地調査を伴う審査6件について提出された調査票、関係書類及び担当職員からの説明聴取等により実施した。

このうち「委託料」については、障害者計画・第7期障害福祉計画策定業務委託料など4件について、委託内容及び委託先の選定は適切か、所期の成果が得られるか等の確認を行った。

また、「補助金（給付金等）」については、結婚新生活支援事業補助金など4件について、補助等の目的及びその手続き、公益上の必要性またその効果等について確認を行った。

現地調査を伴う「工事請負費」及び「補助金（助成金）」については、男衾中学校長寿命化改修工事など6件について、主に進捗状況の確認等を行った。

以上について慎重に審査を行った結果、以下の所見のとおり、進捗状況など概ね適正に執行されていると認められた。

なお、監査の実施の際に、事務事業等の執行上留意すべき軽易なものについては、口頭で意見を述べたところである。

(1) 委託料

障害者計画・第7期障害福祉計画策定業務委託料は、障害者基本法に基づく「障害者計画」障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」の策定業務の支援を委託するものである。

本委託料は、老人福祉法及び介護保険法に基づく「高齢者保健福祉計画」の策定業務の支援と併せて業務委託仕様書が作成され、この仕様書に基づき指名競争入札により契約されている。

発注者（町）が積算した工種別（高齢者・障害者）の委託費の設計書の割合（49.6%：50.4%）を基礎として落札者から提出された受託費内訳書の総額を案分し、工種別に支出負担行為決議が行われているが、こうした処理は、工種ごとの経費を正確に表すものではない。

また、寄居町予算規則第18条第2項で、1件の予定価格100万円以上のときはあらかじめ会計管理者に合議しなければならないとしているが、本件の支出負担決議書（写）からは確認できなかった。（同趣旨の所見は申し出済み）

寄居駅南口駅前拠点オープニングイベント等実施業務委託料は、令和5年4月29日の寄居駅南口駅前拠点の供用開始に伴う記念式典及びオープニングイベントに係るオープニング式典等運営支援業務委託及び主要業務に関連する業務など7件で、契約をしたものはいずれも随意契約として執行されている。

契約方法の根拠として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を、寄居町シルバー人材センターからの役務の提供については同項第3号を適用している。とりわけ第2号に係る随意契約については、性質又は目的が競争入札に適しない具体的な理由を明らかにする必要がある。

寄居駅南口駅前拠点施設「Yotteco」は、2023年度グッドデザイン賞を受賞した。受賞についての審査委員の評価コメントは「この駅前拠点施設は、軽やかな外観で、上層階へも誘われているような工夫が施されている。賑わい創出への取り組み・運営にも期待したい。」としているが、当該施設についての町民の期待も同様であろう。

空き家対策事業委託料（空き家相談促進業務委託）は、令和5年度から関係事業の予算が総務費（自治振興費）から土木費（都市計画総務費）に組み替えられたところである。平成30年住宅・土地統計調査結果によると、本町の空き家数は2,860（県内36位）、空き家率は18.3%（県内2位）またその他の住宅（賃貸用、売却用及び別荘等の二次的住宅を除いたもの）の空き家率は11.7%（県内1位）で憂慮すべき状況にある。

本事業は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用するものであるが、定住促進の取り組みとともに、地域活性化のための方策の一つとしてその成果が期待される場所である。

施設予約システム導入業務委託料は、デジタル社会の実現に向けて自治体DXの推進が求められる中、自らが担う行政サービスについてデジタル技術を活用して、住民の利便性を向上させるDXの初期段階の取り組みであり、ベンダー事業者を対象としたプロポーザル方式による随意契約により執行されている。

現状では各自治体ともDX人材の確保に苦慮しており、本町も同様な状況下にある。今後、DX推進に関連する事務事業の拡大が見込まれることから、適切な入札執行を実施していくための検討や対応が必要となっている。

（2）補助金（給付金、助成金等）

結婚新生活支援事業補助金は、地域における少子化対策の推進に資することを目的として、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策である。

令和5年度は10件相当の予算を計上したが、監査日現在、5件の相談があったものの補助金の申請には至っていない。さらに事業の周知を図るとともに、補助制度の使い勝手などの意見についての把握に努められたい。

出産・子育て応援給付金は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産子育てまで一貫して身近で相談に応じニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実に合わせ、出産応援ギフト・子育て応援ギフトを支給するものである。

令和5年10月1日申請分から国が定める実施要綱の趣旨に沿った変更が行われ、現金から電子地域通貨「Yori-ca」での支給となり、地域経済活性化のための一助となることが期待される。

新規就農者育成総合対策営農開始資金は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付するものである。監査日現在申請実績はないが、年度内に交付申請が見込まれている。

まちなか居住促進補助金は、若年層及び子育て世帯がまちなか（寄居町立地適正化計画の居住誘導区域内）で新築住宅を取得する39歳以下又は子育て世帯に対し交付するものである。従前の定住促進補助金は廃止され、市街地への誘導促進色が色濃くなっている。

男衾土地区画整理事業助成金は、寄居町男衾土地区画整理組合（組合員9人で構成）が業務代行方式により行う土地区画整理事業に係る公共施設整備の一部を助成金（財源は都市計画債）として負担するものである。当該事業区域は、寄居町立地適正化計画において住宅地開発を進める地区として位置づけられており、地域活性化を図る観点からも、速やかな宅地化と住宅建設の促進が望まれる。

（3）工事請負費

男衾中学校長寿命化改修工事は、生徒や保護者などからのアンケート結果等を参考にして行った設計をもとに、これからの学校施設の改修等を行う際の基本的な方針である「施設の長寿命化」に向けて「安全面」「機能面」「環境面」の視点に基づいて改修が実施されている。今後の学校整備のモデル工事として、学校関係者や工事関係者の安全の確保を最優先に完工に向けて努力されたい。

男衾土地区画整理区域外付替水路工事は、寄居町男衾土地区画整理事業の宅地造成に伴う区域外の農業用水路を改修し、蓋掛け側溝や暗渠化するものであるが、おおむね順調に進捗している。

道路改良工事（町道3823号線、町道3799号線、町道5153号線）は、生活道路としての町道の改修を行うもので、道路の拡幅や舗装化により利便性が向上した。また、2件の工事はゼロ債務負担行為の活用による工事として施工され、新年度の早期に着工されている。

保健福祉総合センター空調設備工事は、老朽化した待合室の空調設備の更新を行うものである。当該施設では今後も空調設備の改修が見込まれている。建物の構造を踏まえ、十分な検討を行い空調効率の向上を図ることが望まれる。

環境事業所解体撤去工事は、20年余の稼働後、約20年間稼働停止されその処理が課題となっていた環境事業所について、3R（スリーアール）【リデュース（Reduce）リユース（Reuse）リサイクル（Recycle）】を推進する環境省の循環型社会形成推進交付金（令和4年度から6年度までの3か年で総額1億4,814万4千円が見込まれ

る)を活用したほか町債(清掃債)を充当し実施している。工事は産業廃棄物の搬出処理など専門的な対応が必要であるが、現場周辺の環境調査を行いながら進められている。また、跡地は有害ごみのストックヤードとして使用されるほか、「災害ごみ」などのストックヤードとしての活用も予定されている。大量の「災害ごみ」を発生させる災害は望むものではないが、近年、全国的に自然災害の発生が顕著になっており、本町においても危機管理手段の一つとして整備後のストックヤードの適正な管理が求められる。

(4) 意見・要望事項等

今回の定例監査では、令和4年度の定例監査に引き続き、各種の委託料についての審査を行った。

行政事務の複雑化・専門化が進み、また新たな業務が加わり、的確な対応の困難性が高まっている。このため、多くの自治体で専門性が高い業務の民間委託が進められており、本町においても同様の対応がとられている。特に専門的な知識やノウハウを必要とする業務についてはその傾向が強い。

コンサル業者と様々な業務を担う内部人材で特定の業務知識に格差が生じることは否めないが、ITコンサル業務委託などでは業者間で適正な競争が確保されることが不可欠である。(IT関連以外でも同様である。)

今後、デジタル社会の推進のため国・地方公共団体を通じて情報システムや業務システムの横断的なデータの活用などの円滑化が求められていくことが見込まれる。DXに精通した内部人材の早急な育成は困難であるが、DX関連業務の外注に対応できる人材を育成することは行政運営上の課題の一つである。